

解除の効果 H17-09-2 《#344》

【問】 正誤をつけよ。

売主が、買主の代金不払を理由として売買契約を解除した場合には、売買契約はさかのぼって消滅するので、売主は買主に対して損害賠償請求はできない。

【答え】 誤り

《ポイント1》 解除の効果

当事者の一方がその解除権を行使したときは、各当事者は、その相手方を原状に復させる義務を負う。ただし、第三者の権利を害することはできない。

4 解除権の行使は、**損害賠償の請求を妨げない**。（民法 545 条 1 項、4 項）

《ポイント2》 債務不履行による損害賠償

債務者がその**債務の本旨に従った履行をしないとき**又は**債務の履行が不能であるとき**は、債権者は、これによって生じた**損害の賠償を請求することができる**。（民法 415 条 1 項本文）